

第六十三回国会 衆議院 農林水産委員会議録 第十八号

昭和四十五年四月十六日(木曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 仮谷忠男君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 山田太郎君

鹿野彦吉君

熊谷義雄君

坂村吉正君

中垣國男君

松野幸泰君

山崎平八郎君

田中正巳君

高見三郎君

別川悠紀夫君

森下元晴君

角屋堅次郎君

千葉七郎君

瀬野栄次郎君

合沢栄君

農林大臣 倉石忠雄君

農林政務次官 渡辺美智雄君

農林大臣官房長 小暮光美君

農林省農林經濟局長 池田俊也君

食糧庁長官 森本修君

委員外の出席者

農林水産委員会 調査室長 松任谷健太郎君

委員の異動

四月十六日

理事 小沢辰男君

理事 丹羽兵助君

理事 芳賀貢君

同日 辞任 小山長規君
補欠選任 山崎平八郎君

同日 辞任 山崎平八郎君

同日 辞任 小山長規君
補欠選任 山崎平八郎君

本日の会議に付した案件

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律

外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案(内閣提出第八一号)

○草野委員長 これより会議を開きます。
外國政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鶴岡洋君。

○鶴岡委員 本日は、ただいま議題となつております外國政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案について若干の質問をいたします。

昨日の角屋委員の質問と多少重複のところもありますが、御了承いただきたいと思いま

す。また、本法案提出までに当然農林省当局とし

ても、現在の日本農業のかかえる最大の課題、いわゆる米の過剰問題等をはじめ、激動する国際情勢等にいろいろな観点から検討されたことと思いま

ます。そこで、私はこの法案に関して基本的な連用方法、効果等についての素朴なものとなります

が、政府の考え方、見方についてお聞きしたい、

このように思つております。

第一番目に、法案の中の第一項ですが、「ただ

し、第二号に掲げる者については、その者が、売渡しを受けた米穀を、その売渡しに係る同号に掲

げることと同一の条件により第一号に掲げる者に對し売り渡すことが確定と認められる場合に限るものとする。」この中の同一の条件というのはどのような解釈をするのか、具体的に教えていただきたいたいと思います。

○森本政府委員 法律上は、政府から払い下げを受けました場合の支払い期間並びに利率、それをこの場合の条件といふうに理解をしておりま

す。

○鶴岡委員 そこで問題のところは、一号に掲げ

る者以外の者、すなわちこれは輸出業者、商社といふことになると思うのです。そうすると、商社の利益といふのははどうなるのか。もちろんその者の法外な利益といふものは認められないし、また

当然考へられないところでもありますけれども、相場も国によって違うし、また時期によっても違うと思いますが、この輸出業者、商社の利益をどういうふうに考えておるのか、その点お伺いした

いと思います。

○森本政府委員 売り渡し価格でございますが、原則としましてはそのときの国際価格に準拠

して売り渡し価格をきめたいというふうに思つて

おります。お尋ねの点は、商社の諸経費をどうい

うふうに考えるかということございますが、抽象的な話でありますけれども、相手方の政府にそ

のときどきの売り渡し価格で売り渡しができるよ

うに考えまして、政府から商社に売る場合には商

社の積み込みの費用、その他輸出の諸がかりにつ

いては適正な額を計算をいたしまして、商社に對

する政府の売り渡し価格をきめたいというふうに

思つております。

○鶴岡委員 そうすると、いま船の積み込み料等

いろいろ話がありましたけれども、商社の純益と

信用、さらに米の貿易について相当な経験のある

この商社といふうにきめるか。いわゆる輸出実績とか資本規模とかいろいろあると思ひますけれども、どういう基準でそれをきめていくのか。また、何社くらい選定する予定にしているのか、そ

の点いかがでしようか。

○森本政府委員 今後検討をする事項でございま

すが、私どもとしましては、抽象的には、資力、

信用、さらに米の貿易について相当な経験のある

商社というのを考えております。現在輸入の閑

係につきましては、一定の基準に基づきまして登

録商社というのがございますが、さようなものが

それほど、それはどの程度まで考えられるか、

○鶴岡委員 次は、輸入国が主として開発途上国、東南アジア諸国、ということになると思いますが、現在政府として、輸出相手国、これはどんな国があるか、どういう国を一応目標としておるのか、具体的にわかれれば教えていただきたい。

ニニアンスが違いましょうから。そういう点は、いのではないか。もちろん国々によってそれぞれ異なるのです。それで、私は、この問題を、十分これから調べてみたいと思います。また、田畠さんと、粒種と長粒種の間には一定の価格差があるといふような国もござります。そういう点をよく配慮して、いたしまして、今後輸出市場の調査ないしはP

庫の状態が続く間は、こういった法案によつて米の輸出の円滑化をはかっていきたいということをございます。いま直ちに具体的な年数をもつてどういう期間ということは言いたくないと思ひますけれども、ある程度の期間はかような状態が続く。もちろん生産調整その他によつて新しく過剰の累

かしながら、それが長年の更へおしとしおへて受け入れる国があつて、その国に提供いたしましたと、結果的にはそれは何といいますか。一つの経済援助のような形になるわけであります。経済援助としてつくった法律ではありませんが、結果的には経済援助的な効果をもたらすということ

○森本政府委員 お尋ねの如きは、日本米の輸出に付ける五ござりますけれども、私どもとしては、いま、どの国を相手にしてと、特定の国を想定をしておるわけではありません。そういった主張がなされた輸入国に対しまして、日本米のサンプルあるしは説明書きをもちまして、また食糧庁の職員派遣をして市場調査ないしはPRをしようと思つております。したがいましてさような結果を待ちますれば、大体どういう国に対してもういった需らないしは嗜好があるということがわかつてくるる

○鶴岡委員　きのうからもお話をあるように、東南アジアにおいては、同じ東南アジアでも、米を輸出する国と輸入する国とがあるわけですが、それとともに、この輸出についての相手国との交渉、また相手国が輸入可能かどうかという打診は、どのよくなルートで行なうのか。またどういう点で相手国に輸出を決定していくのか、その基準といいますか、そういう点についてお伺いしたいと思います。

増は避けたいということをできるだけやつておりますから、従来までたまつておりますものの処理時間がどの程度の期間に行なわれるかといふことによつてきまつてこようかと思います。

○鶴岡委員 次は政務次官にちょっとお聞きしたいのですが、この米の輸出を円滑にするために、輸出が期待できる東南アジア諸国の経済事情、外貨の事情を考慮しなければならないわけですが、一方、アジア地域における協力問題は各國とす

はあり得ると思うのであります。だから、ます政治的な効果をねらって、どこの国にどういうふうにやるかということを考える前に、御希望の国がどこにあるかとすることが先であろうと思ふのであります。そして、希望のある国に対してこれが提供されて、その結果としてその国の経済の発展に寄与するというようなことがあればなおさらうべきだというふうに御理解をいただければいいと思います。

思いますが、主として従来米を伝統的に輸入しておるような国々、それは一つの輸入対象国になるかと思います。

○鶴岡委員 そうすると、輸出相手国の嗜好等いろいろ研究してと言いますけれども、米はその国によって嗜好が違うわけでございます。中には古米のほうがいいという国もあるというようなことを聞いておりますが、農林省としてはその作業段階——現在この法案が通過しようとしている段階において、どの程度までその実態の研究は進んでおられるか、それを教えていただきたいと思

○森本政府委員 第一号のようなくなり大量かつまた長期的な延べ払い条件といったようなのは、大体の話の筋道としては、政府が介入をしてくるということになるうと思います。そういうふうなことは、日本の大使館なり公使館といったような外交ルートを通じて話が始まつてくる、またやがてどもの打診も行なうというふうなことになるうと思います。しかしそれだけでは米の輸出について十分ではございませんから、もちろん從来までのあります商社等を通しまして、日本米の輸出について可能性ないしは契約問題について打診をしていいと思つております。

の自主性強化を基本として政治・経済の各方面でわれたり国際関係の主要な基調となつてきておるわけですから、わが国としても経済協力の具体的的な協調施策を打ち出さなければならんじやないか、このように思うわけです。こういう点について政府はどのように考えておられるか、政務次官にお聞きしたいと思います。

○速辺政府委員 御質問の意味が私はよくわからぬんですが、この延べ払いの輸出を行なうにとたっては政治・経済というものとどういうふうに関連をさせて行なうかというような意味ですね。——もともとの法案は米の過剰といふものの

輸出については貸し付け方式のみでやつていけば、将来わが国の需給のバランスといいますか、それがくずれる要因ともなりかねない、こういう危惧が考えられるわけです。そこで売却方式の輸出がとられると思うのでありますけれども、さきのお話で、過去韓国にもまたペキスタンにもインドネシア等にも貸し付けをしているわけですが、この法案成立後、この貸し付け方式また供与等についてはどのように考えておられるのか、もちろん並行してやらなければならないとも思いますが、それども、その点についてもう一度お伺いを一

○森本政府委員 嗜好の問題であります。韓国でありますとか、あるいは日本米と同じようなものを常食としておるような国もございます。しかし東南アジアその他の国におきましては、通常わゆる普通外米とわれわれが称しておるような粒種の米が一般的に食べられておるということになります。しかしさりとて、パキスタン等に輸をいたしました経験によりますれば、從来長粒を食べておりました國であっても、日本から参ました米はかなり好評を博しておるというふうことでござりますがら、嗜好の問題もそれはどう対的なハンディキャップというふうには見られ

○鶴岡委員 次ですが、本法案は暫定措置法案このようになっております。いつごろまでと政
はこの暫定措置法案を考えておるのか、大体見
として何年くらい先までと目されておるか、そ
点いかがでしようか。

○森本政府委員 前から御説明をしております
うに、今回の法案の主たるねらいは、日本の米
こういった供給過剰の状態あるいは政府における
過剰在庫の状態といったようなものに照應いた
まして輸出の円滑な推進をはかりたいということ
でございますから、抽象的に言いますれば、日
の国内における米の供給過剰なりあるいは過剰

を処理するというのが一番の目的でありますから、このことは二義、三義的なものであります。したがって、日本としてはまず当面の米の過剰、しかも米の過剰、古々米の処理、こういうものの一環としての貸し付けといふような制度では、きのうもお話をいたしましたが、これは等質米で返還される見合はないとか、あるいは量で余分に返されてくるとかいう問題が起きるので、そういう問題を避けるために、しかも日本の過剰米を処分しやすくなるためにこしらえた法案であつて、どこまでよほ日本の立場でつくられておるわけであります。

○渡辺政府委員 これはこういうふうな法律をこうしらえるのですから、今までの食管法等で論出や貸し付けというものができたわけであります、が、それでは不十分だから古々米を処理する上に置いてこの法律があつたほうが、なかなかさらいいと、うことで延べ払いの法律を新しくつくるということですから、この新しい延べ払いの法律を中心となつて今後行なわれる、こういうふうに考えて、ただだけばつこうで、いまの段階で貸し付けや、今までやつたような方法は一切やらないといふことをここで言明することはできません。ただこ

の法律が中心になって、大部分はこの法律によつて外国に対する米の輸出、米の処理というものが行なわれるようになるだろう、こういうことになります。

○鶴岡委員 現在の状態では、輸出については各國間の状況を見て単発的に行なわれると思うのですが、相手国からの買い入れが単発的でなくして、たとえば年に三万トンなら三万トン継続的に契約してもらいたいという話があることも考えられるわけです。こうなればこちらとしても非常に望ましいことではないかと思うのですが、その場合に何年かの継続契約をやるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○森本政府委員 昨日もお話をいたしましたように、需給事情はかなり転換期といいますか変動期にござりますから、かなり長期にわたった輸入契約ないしは協定を相手国から申し込んでくるかどうかということは現実的には必ずしも期待はしないような状況ではなかろうかと思ひます。したがいまして、輸出はそのつどそのつど個別の案件として処理をするという形態が大部分にならうと思います。しかし、相手国の事情によりまして向こう側から継続的な米の輸入について取り組みをしたいというふうなお話をございますれば、私どもとしてもまことにけつこうな話でありますから、向こう側の事情を十分伺い、また私どもの事情を十分考え、事情の許す限りさような要望には応じてまいりたいと思います。

○鶴岡委員 本法案は米の延べ払い輸出を法的に裏づけることによって過剰米処理の一助とするこ

とに目的があるわけですねども、今後輸出が期待できる国々は、先ほど申しましたように東南ア

ジア諸国であるうと思われるわけです。その多くが開発途上国であつて実質的には外貨不足に悩む

この大国を相手にこれから日本はいわゆる国際市場のシェアに飛び込んでいくわけでございますけ

れども、政府としては、この法案成立についてどのくらいの輸出数量を期待し、また見通しておられるか、その点をお伺いしたいと思います。

○森本政府委員 これも昨日お話を申し上げたか

と思うのですが、この一年間に、資料にもお配りしておりますように約八十万トンをいろいろな形で外に米を出しております。最終的な見込みにつきましては、先ほど申し上げておりますよ

うな本格的な市場調査の結果を待つて判明すること

思いますが、この法案が成立をすれば二、三の国からそういう形の輸入の申し込みをしたいと思つたような非公式情報もあるわけでござります。

○鶴岡委員 最近の新聞等によると、余剩米に引

きましては、先ほど申し上げておりますように

本格的な市場調査の結果を待つて判明すること

思いますが、この法案が成立をすれば二、三の国からそういう形の輸入の申し込みをしたいと思つたような非公式情報もあるわけでござります。

○鶴岡委員 お話をございましたが、P.R.等も必要ではないかと思われるわけです。積極的にどんなP.R.方法、また推進方を相手方に働きかけるか、その点についてどう具体的に考えておられるか、お聞きいた

いと思います。

○森本政府委員 先ほど申し上げましたように、

まだ確定的な数量ないし相手は十分つかんでおら

ないのでござりますが、先般パキスタンのほうと交渉いたしました際に十万トン貸し付けをいたし

たわけですが、なお四十万トン程度のものは、こういった法案が成立をすれば申し込みたい

といつたような非公式な意向も漏らしております。なお、インドネシア等に対しても、向こうか

ら要望があるのではないかといったような非公式な情報も得ております。なお、関係商社のほうか

ら、数カ国への輸入についての情報を多少得ておるといったような状況であります。

○鶴岡委員 次は国際価格の問題ですが、日本の

国が政府手持ちを輸出するについては、国内米の価格が国際価格から見ると二倍から三倍にもなつ

ておるわけでございます。その差額というのは、

今度はもし輸出をすれば、食管会計が負担しなければならないという状態になると思うんです。す

なわち、輸出すればするほど財政負担の額は大きくなるんじやないか。これはもう当然だと思うの

ですが、この際食管赤字の増大が考えられるけれども、これに對しどういうふうに對処していくの

か、政務次官にお聞きしたいと思います。

○森本政府委員 御指摘のようなことで、国内の価格と輸出価格との間に差額がありますから、そ

れについての財政負担という問題が生じてまいります。いまのところは的確な輸出の数量が折り込

めないというふうな状態でござりますから、四十五年度予算におきましては、大体過剰米処理対策

と、いうふうなことで一定の額を見込みをもつて計

上しております。輸出が今後進んでまいりますればそれに伴う財政処理については、財政当局とも十分ひとつ話し合いをしてみたいと思つております。

○鶴岡委員 最近の新聞等によると、余剩米に引き合いがだいぶあるように見えますけれども、もつ

ともこれは日本が余剩米をかかえて困つていると

いう事情を聞いてのことだと思いますが、非公式でも公式でも大体どのくらい現時点において引き

合いがあるか、その点についておわかりになれば教えていただきたい。

○森本政府委員 先ほど申し上げましたように、

まだ確定的な数量ないし相手は十分つかんでおら

ないのでござりますが、先般パキスタンのほうと交渉いたしました際に十万トン貸し付けをいたし

たわけですが、なお四十万トン程度のものは、こういった法案が成立をすれば申し込みたい

といつたような非公式な意向も漏らしております。なお、インドネシア等に対しても、向こうか

ら要望があるのではないかといったような非公式な情報も得ております。なお、関係商社のほうか

ら、数カ国への輸入についての情報を多少得ておるといったような状況であります。

○鶴岡委員 次は国際価格の問題ですが、日本の

国が政府手持ちを輸出するについては、国内米の

価格が国際価格から見ると二倍から三倍にもなつ

ておるわけでございます。その差額というのは、

加工した米といつたような数種の見本を持つてま

ります。それから日本米の特色等について解説

をしたパンフレット、その他参考になる資料を携

行いたしまして、主要な輸入国に対して私どもの

ほうから個別の話としましては、この法案が

成立いたしますれば当然在外公館にも十分さよう

な趣旨がわかるような連絡をいたしまして、相手

方政府並びに主要な関係者に対してよく日本米の

輸出についての趣旨の徹底をはかる、それから主

要な関係商社にも私どものほうからよく話をしま

れるか、その点をお伺いしたいと思います。

○鶴岡委員 これが昨日お話を申し上げたか

と思うのですが、この一年間に、資料にもお配り

しておられますように約八十万トンをいろいろな形

で外に米を出しております。最終的な見込みにつ

きましては、先ほど申し上げておりますように

思つてお伺いしたいと思います。

○森本政府委員 これまでお話を申し上げたか

と思う

はございませんで、二十年間というきわめて長い期間にいわばなしくして返ってくるということとございましてから、從米貸し付けをいたしましたようなものがわが国に返還になる時期におきまして、単年度にしますとそれほど大きな数量ではないということで、わが国の需給に対しても大きな攪乱要素になるというふうには判断をいたしております。

○鶴岡委員 ガットのロング事務局長がこのようですが、過剰米に悩む食糧厅にとって条件はどうかく、在庫量が減るのはこれは大歓迎である。返してもらおうとは思っていない、代金を積み立てて開発資金にでもという記事を見たのでございまですが、この点について何か具体的な話があるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○森本政府委員 別段、具体的な話はあるわけではなく、私どもとしては、貸し付けないございません。私どもとしては、貸し付けないしました条件が的確に履行されることを期待をいたしております。

に言つておるわけです。伝統的に農産物輸出国でない国は輸出をしないというような内容の国際宣言をまとめたい、このように提案したと伝えられておりますけれども、もしこの提案が実現しますと、わが国のように伝統的な農産物の輸出実績を持つてない国は輸出できなくなることになるわけです。これは公式ではないと思ひますけれども、こうした場合に本法案を成立させても何ら効果を發揮することができなくなるわけです。この問題についてお聞きになつておられるかと思ひますが、どのように対処していかれるかお伺いしたいと思います。

○小暮政府委員 ガットのロング事務局長が来日いたしましたときに、ただいまお話しのようなな旨のことと述べたと当時新聞で報道されたことがござりますけれども、この点は実はそのような具體的な直接の提案が当時あつたわけではございません。ただ、本年の二月にガットの総会がござりました。この総会の席で、農産物の輸出国は輸出

補助金づきでなければ売れないような過剩農産物を生み出すような政策をとるべきではない。また農産物の輸入国は、政府の補助によって自給率が高まる結果、輸入の可能性が漸減するような政策をとるべきではない。こういった考え方を農業政策運用の原則として認め合つたらどうだろうかと、いう提案がなされた事実はござります。しかしこの提案につきましても、関係国が種々検討した結果、そこまで機械的に申し合わせることは適当でないということで、何の申し合わせも行なわれないまま終結しました。

○鶴岡委員 過剰米処理対策の一環として米が売り渡されるわけでありますけれども、古米、古々米の在庫量は四十五年度末には約八百万トンになるだろう、このようにいわれておるわけでござりますが、現在売り渡す米の質の問題でございまですが、これを処理する場合に古々米から処理をすれば、古米から処理をして売り渡されるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○森本政府委員 輸出についてのお話であろうと

もとしては相手国の希望に応じて売り渡していくべきだと思います。輸出につきましては原則として、私は都合といいたしましては、できるだけ処理に都合のいいような品質から売却をしたいということは、管理をするもの、あるいは国内的な事情からいいまして当然の話であります。

従来の実績を見ますと、たとえばパキスタン等

は品物を見せましたところが、四十一年産のはうが嗜好に合う、つまり古々米のはうが嗜好に合うというふうなお話がありまして、私どものほうを引きわめて好都合であつたわけですが、沖繩等に対しまして売却をいたします際には、やはりああいった特殊な関係でございますし、昨年の暮れなどはオール新米で渡してくれというふうなお話をうも十分事情を考慮して品質を考えたというとであります。

話をしまして、向こうの希望、こちらの希望もよく調整をして年別別の売り渡し数量をきめていくといふうに思います。

なお、米を海外に輸出いたします際には、最低相手側からクレームのつかない、またむしろ積極的に日本米の品質が好評であるというふうな形で品質の問題を考えていきますほうですが、将来の米の輸出については非常に好都合でありますから、さような点も十分留意いたしまして、年産あるいは品質について慎重に配慮をしていくことにいたいと思っております。

○鶴岡委員 次にこの古米、古々米の輸出についてでございますが、かつて日本が食糧難時代、昭和二十八年、二十九年ごろに東南アジアから輸入したいわゆる外米の中に黄変米があつたのは御記憶になつておられると思ひますけれども、今回は逆に輸出するわけでございますが、この際輸出手先がおもに東南アジアから南方方面にかけての輸出となるわけでございます。そこで、輸出過程において、その米の管理方法、また気候としても高温多湿の地方でございますので、万が一米の変質によって人体に危険性があるようなことが出てくれば、これはいわゆる国際信用の問題でもございまして、その点について、米の保管、それから管理方法、輸出方法についてどう考えておられるのか、ただ万全を期すというだけではなくて、検査方法とか搬出方法、予防対策等については当然考えねければならないと思うわけです。この点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○森本政府委員 御指摘のようなことでござりますから、私どもとしても米の品質については十分注意をしなければならぬというふうに思ひます。したがいまして、輸出にあたりましては、まず出庫にあたつてできるだけよく精査をいたしまして、品質上問題のないものを充當するということを考えております。また特に高温多湿といいますか、非常に温度の高い、また湿度の高いような東南アジア地帯に米を輸出をいたします際に、輸送の過程あるいは向こうへ参りましてから保管の途

常のものよりは若干落としていく、要するにつき込みをよくするというようなことを考える。また他の運送で輸出すること、精米で輸出するが非常に多いわけですが、精米で輸出をいたします場合には、搾精の歩どまりについても通常の運送をしていくべきだ。しかし、輸出するにあたっては、精米で輸出するにあたっては輸出の港において国際的な検定機関の検定にかかるべきである。このことは、品質上の管理を十分行ないたいと思います。

なお、念には念を入れるというふうなこともありますから、たとえば先般ペキスタンに貸し出しあいました際は、わざわざ食糧庁の職員を現地に派遣をいたしました。着いた品物はどういうふうな状況になつておるか、またその後における保管管理というのは一体どういう形で行なわれ、向こうで消費されました場合の評価はどういうふうなことをよく見させております。なお、ペキスタン等に運送いたしました際には、現在運送しておる途中であります。船に食糧庁の職員または十分信用の置けますところの検定機関の専門家に同乗をしてもらいまして、輸送の途中において米の品質がどういうふうな状態に管理されておるかというふうなことも十分見させておるかというふうなことを十分見させておるかというふうな状況でございます。

あれこれよく注意をいたしまして、品質上問題のないようにしていきたいと思っております。

○鶴岡委員 この際ちょっとと自主流通米のことについてお聞きしたいのですが、「昨日ですか、サングイ新聞で、自主流通米をスーパーマーケットで販売する」こういう記事が出ておりましたが、その理由はどういう理由で踏み切られたのか。ここには待ったをかけておりましたが、ことしはそれに

ありますけれども、この点についてお聞きしたいと思います。

○森本政府委員 自主流通米につきましては、十四年産がああいうふうな経過ないしは実績の見通しということになつておりますから、私どもとしましては、四十五年産について自主流通米の運用なりあるいは制度の改善ということで目下やつておる前向きに検討したいということ申しますと、御指摘がございましたよな新聞の記事、スーパー・マーケットに自主流通米を販売させるというところまで目下のところ考へておるわけではございません。何ぶんにも自主流通米の制度といふのは全体の配給制度の一環として組み込まれておるわけでありまして、いろいろな流通の規制なりあるいは態様といふのはほぼ一般の配給米と同じようなかつこうになつておるということありますから、そういった体制の中でスーパー・マーケット等に販売をしていただくなれば、なかなかむづかしい点があるのではないかという感じがいたしております。また、監督が十分にいかがどうかといふことも考へなければならぬ。そういったものが入りました際の販売についての効果、弊害といふことも十分考へ合わせなければならぬといふことで、結論的に申しますと、まださような点まで考へておるわけではございません。

○鶴岡委員 そうすると、スーパー・マーケットで販売をするといふことはいま考へてない、このよう理解してよろしいでしょうか。

○森本政府委員 いま御答弁を申し上げましたよなことで、現在の段階においてはさようなどころではいっておりません。私どもの誤報である、このように理解してよろしいでしようか。

○森本政府委員 いま御答弁を申し上げましたよなことが私どもの気持ちであります。ただ実際の沖縄側の手続によりますれば、琉球政府のほうでいろいろ考へまして、また向こうには民政府といつたものがございますから、さようなところとも御

それでは自主流通米の量については、去年はたしか七百七十万トンで約半分以下の七十三万トンです。

か、それだけの消化しかできなかつた、このようないふた数字が出ておりますけれども、ことしの見通しはどうのくらいになつておるか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○森本政府委員 自主流通米の実績は一月の末までに大体七十四万トンぐらいまでいつておると思ひます。今後まだ多少の期間が残つておりますから、私どもとしては全体を通じて約九十万トン程度に自主流通米の実績がのぼるのではないかといふ見込みを立てております。

○鶴岡委員 それでは最後ですが、沖縄に関しての問題でございます。

沖縄への米の輸出問題についてはいろいろの問題がござりますけれども、政府は四十五年度に三万三千トンの輸出予定になつております。沖縄における年間消費量は約九万トンと聞いております。

その九万トンのうちの約九割が、アメリカをはじめオーストラリア等から輸入しておるわけでござります。したがつて、この諸外国からの輸入を全般的に日本の国内産米に切りかえる考へは現在農林省としてあるかどうか、この点について政務次官にお伺いしたいと思います。沖縄現地の人間に聞いたわけでございますが、輸入米は非常にまずいとも言つております。この際、日本の余剰米対策

りがとうございました。

○草野委員長 甫屋堅次郎君。

○角屋委員 倉石農林大臣が十二時過ぎにおいでなるそなうありますて、本日は二法案の採決の関係で、大臣に対する御質問はそれぞれ十分ずつ

になるのでありますて、きのうに引き続きまして少しく御質問を申し上げたいと思います。

○鶴岡委員 以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○森本政府委員 沖縄に対する米の輸出でござりますが、何ぶんにも沖縄のほうは日本とこういった関係にあるところでござりますから、私どもの

気分としましては、沖縄側から要望があれば、そういう数量については十分おこたえをしたいとい

相談をする、あるいは承認を受けるという形をとつて、実際の日本からの輸入の数量、日本側に對する輸入の要請というものが行なわれてくるよう伺っております。私どもの気持ちとしては、

お話をありますけれども、沖縄側のたつての要望でありますから、あまり期間もありませんでしたけれども、できるだけ手配を早く進めまして間に合

わしたものと、沖縄側から要望があれわしたものと、前向きにやつておきたいと思っており

ます。

○鶴岡委員 以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○草野委員長 甫屋堅次郎君。

○角屋委員 倉石農林大臣が十二時過ぎにおいでなるそなうありますて、本日は二法案の採決の関係で、大臣に対する御質問はそれぞれ十分ずつ

になるのでありますて、きのうに引き続きまして少しく御質問を申し上げたいと思います。

○鶴岡委員 以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○森本政府委員 沖縄に対する米の輸出でござりますが、何ぶんにも沖縄のほうは日本とこういっ

た気分としましては、沖縄側から要望があれば、そういう数量については十分おこたえをしたいとい

ます。

そこで、消費拡大の問題の関連の中では、一つの期待をかけております学校給食の問題について、農林省が新しく新年度から試みた米飯給食の試験実施というの

ようだ、計画の大体三分の一程度の段階にありますから、これからまたさらにお願いをしていかなければならぬ実態にあるといふことが数日来の新聞で報道されておりますし、またその報道を待つまでもなく、私どもその情勢については承知をしておるわけがありますが、この学校給食の予定を

しておきました計画が、たとえば小中学校の関係で九十二校、定期制高校で二十校の米飯給食の実験校を指定してやるのですから、全国の小中学校、定期制高校から見れば、数としてはごく一部になるわけですが、この間の事情がどう

かから新しく乗り出したことであるから、やはり陰路があるならばその隘路を開拓するためにどうい手を打とうとしておるのか、こういう点についてお伺いしておきたいと思います。

○森本政府委員 この問題は主管が文部省でござりますから、私ども昨年の暮れからことしにかけて、農林省当局から経過と問題の処理の方針についてお伺いしておきたいと思います。

○鶴岡委員 この問題は主導が文部省でござりますから、私ども昨年の暮れからことしにかけて、農林省当局から経過と問題の処理の方針についてお伺いしておきたいと思います。

○森本政府委員 この問題は主導が文部省でござりますから、私ども昨年の暮れからことしにかけて、農林省当局のほうと、学校給食における米の利用を今後円滑にしていく、積極化していくにはどうすればいいかということをかなり長い期間にわたつて議論をしたといいますか、打ち合

わせをしてきたのであります。一つは、文部省のほうとされましては、何ぶん長い間学校給食の食事の形態としてはパン食、それから牛乳、それに配

するにおかずというような形が主要な形態である完全給食の姿としては主要なものだといふ

といふべきであります。したがいまして、一どきに画一的に米に切りかえをするということには

そこにはいろいろな問題が起つてくるということ

でござりますから、まず一つの考え方としては、そこにいろいろな問題が起つてくるということ

でござりますけれども、学校給食上

の補助について、いままでパン食の場合に比べ

て必ずしも十分いっていいない、というふうなことがござりますから、さようなものについても今後助成の面であまり差別をつけないというふうな形でやつていったらどうか。全般的に米の給食をやつてしまりますには一つ問題になりますのはやはり経費がかなりかかる。新しく炊飯施設をつくらなければいかぬ。それから、パンと違いまして、米をたいて、それを食器に盛るというふうなこともありますから人手間がかかるというふうなこと。それから、食事の献立について十分栄養が配慮されるよう献立をどうつくればいいかといったよくないろいろな問題がありますから、さような問題を十分解明するということとあわせて、米飯の利用を促進するといったようなこととから、御指摘がございましたような校数を選んで、学校給食の試験実施についての補助をしていただきたいということになつておるわけであります。先般新聞に載りましたような状況については、文部省のほうとはまだ十分打ち合わせをしておりませんから、私どものほうで必ずしも実態がつかめておらないのでございますが、もし新聞に伝えられておるよろこび希望校が少ないといふことが実態でありますれば、私どものほうとしても文部省とよく打ち合あわせをしておらぬいのでござりますが、もし新聞に伝えられておるよろこびどう対処していけばいいか、真剣にひとつ研究をしてみたいと思っておるのであります。

せっかく学校給食に新たな手を打ちとするときに躊躇をすると、来年度以降さらに一步前進をさせようということにも障害が出てくると思うのでありますと、私はここでこの問題をさらに深くお聞きしようと思いませんけれども、少なくとも本年度最小限の計画でありますから、この計画が円滑に実施できるように、いまの長官の御答弁からいきますと、直接の所管でないのと実態を文部省にもよく聞いてということであります。これは農林省としてある意味ではお願いしておるほうなんだから、実際はよく知っていないなればならぬはずなんですね。そういう点は別として、本年度のささやかな計画については円滑に実施できるようには、また必要な手を打たなければならぬとすれば、そういう必要な手も打ちながら来年度への展望を切り開くということでぜひ努力をしてもらいたいと思うのですが、その点は、大臣おいでになりましたから政務次官いかがでござりますか。

うな、これはたとえばの話ですが、米どころの産地で何もパンを食わせなくたっていいじゃないかというのも、率直な住民感情として当然でありますから、やはり施設その他を一切全部学校でつくるというようなことよりも、もっと、ともかく弁当を持ってくればおかげは学校でつくってあげます、それに對する補助は差し上げます。こういう学校でつくってみてもあるいはうちから持つてきたものを食つても米の消費には変わりはないんですから、私はそういうことのほうが、むしろどこで食つたって米の消費ということですから、どうな気がいたしておるわけであります。もちろん学校給食については、今後ともいろいろお困りを拝借をして、その消費拡大ということに努力をしていくつもりではありますけれども、半強制的に都市まで含めて全部学校給食に米を出させるといふことは、私の見通しとしては非常にむずかしいんではなかろうか。したがつて抵抗のないようない形で、先ほど言つたような方法等を取り入れてやることが一番いいのではないか、そういうようなことをで進めてはどうかということを言つておるわけになります。ただ、学校が直接給食をするというものに対して、ことしもお米は無償で提供します、補助金も施設については相当大幅に出しますということをいって宣伝をしているのです。それについても正確な報告は受けておりませんが、私も新聞で承知をした程度でありますが、あのよくな模様であることが事実のようであります。したがいまして、なかなかうまいきめ手がないんですねけれども、今後とも一そこの努力をはかっていくたい、かように存じます。

ましょうけれども、申し上げるまでもなく、パン給食ということになれば、これはいま四百万吨の大台で外国から外貨を使って輸入しておる問題なんですね。しかもわれわれは、今日の米の過剰在庫の状況からいくなれば、この四百万トンの大台を、国際貿易の関係から申しますと全部やめるというのは暴論でありますけれども、少なくとも三分の一くらい圧縮するとか、あるいは二割圧縮するというようなことを当面の緊急対策として考えたらどうだという意見を持つておるわけであります。そういうふうな前提に立って、つまり日本のいわば農政サイドの観点に立つてあるいは国益の立場に立つて考えてまいりますと、学校給食といふのはいわば公的に実施しておるわけですから、一般の国民がうどんを食べるか米を食べるかあるいはパンを食べるかということは一々制約するわけにもいかぬでしようけれども、私はパン食を中心とした学校給食、本来の学校給食がねらつた給食の趣旨、やはり次代の青少年の多面的な食事を通じて体位の向上をはかるうという趣旨そのものは、何も否定する必要はないと思うのですけれども、最近の米のこういう状態からすれば緊急対策として頭の切りかえをやる、そういった点については給食実施者も強力な姿勢をとるというのが本来の姿であると思うのです。そういうことも含めて、やはり文部省自身にもこの米飯給食の問題については基本的な考え方の置きどころを——これはかつて、ちょっと古い話になりますけれども、学校給食協会のあり方について、本委員会でもすいぶん議論をしたことがありましたね。そういう議論は別として、やはり現実にわざかばかりの実験校の問題が、いまの報道からいくと三分の一程度だというのは非常に残念な実態だと思うので。これはやはりできる限りこの計画が円滑に実施できるようにぜひ努力をしてもらいたいし、その前提に立つて、生産地と消費地では学校給食で米飯を取り上げる問題は、私は率直にいって、これはちょっと条件が違う点があるだろうと思いますけれども、それでも、それでも前進が来年で

できるような方向で努力をしてもらいたいと思います。

それから、やはり消費拡大と関連をして、最近新聞に、茨城県の農協におけるいわば政府から売られ渡された米をまた逆に政府に売ったかのごとき報道が出ておるわけです。若干食糧庁の調査の結果

○森本政府委員　御指摘の茨城県で起こりました事件でございますが、現在水戸警察署におきまして捜査中の事案でございます。私どもの末端の機関並びに県の当局におきましても調査をいたしましたけれども、現在進行中のことでございまして、まだ完全に事態が判明しておるというわけではありませんが、現在まで私どものほうで入手をいたしました結果によりますれば、水戸市内の上大野といふ農協でございまして、主として四十四年産の陸稻の買い入れについて発生をした事実のようでございます。

おいては買い入れを行なわなかつたということでござります。

さらに、上大野農協の周辺にあります一、三の農協についても、そういうた事實があるのではないかという疑いがございまして、私どものほう並びに関係の警察署のほうでいま取り調べをしておるというのが現在の状況でございます。

それから、そういった関係の農協からすでに買入れをいたしました米について、現在そういう農協の倉庫に入っているものもございますし、それからすでに消費地のほうに搬送したものもございますけれども、現在残っておりますところの買入れた昨年産の陸橋について調査をいたしましてたところが、その品質は古米ではなくて新米であることが判明をいたしております。

○角屋委員 いま食糧庁長官からお話しになりますが、茨城県の問題は、私自身直接現地の調査をいたつこつざらりよせんべく見て書類がすぐで

とも含めて、今後の監督指導体制、こういうもの
をどういうふうにやっていくかという点について
は、やはり新しい観点から考えていく必要がある
だろう、こういうふうに思うのです。その辺のと
ころは十分御検討の過程にあると思うのですが、
どういう考え方におられるか、ひとつお伺いをし
ておきたいと思います。

迅速に計画的に処理をするというふうなことを一方考えなければなりません。そういう両者のかね合いをいかよう調整をし、配慮しながら今後処分をしてまいるかということは、私ども目下一番頭を悩ましておるところであります。

○角屋委員 当面審議の俎上にのばつております
　　外國政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措

○森本政府委員 御指摘の点は、私どもが今後過剰米の処理として、国内に米を販売をしていきます際に、最も注意しなければならない肝心な点だと思います。現在、過剰米の処理としてはまだ必ずしも新しい用途に販売をしておるわけではありませんが、なるべく早い機会にそういうふうな観点から新しい用途について、たとえば飼料用等について、あるいは一部の工業用等について試験的な売却をしたいということで、いま研究をしておるところであります。そういったことをやります際に、横流れといいますか、目的外に使用されるということを極力防止をしなければならないということで、現在検討しておりますところでは、たとえば飼料用に販売をするということであれば、第一種の配合飼料工場に相手を限定する。またできるだけ監督の便にやすいよう工場なりそういう工場に向かって、政府のほうから政府運送によって送りつける。また製造の過程におきまして、食糧庁の職員ないしは信用のある検定の専門家に、よく監督をしていただくといったような種々の観點から、目的外に使用されるということを極力防止するような方途を、いま研究をしておるところであります。何んにも大量にわたる過剰米を、将来処分をしていくことになるわけでありますから、さような安全を期すとともに、おもに一つ大きく重視をしなければなりません。またこういうことが迅速にといいますか、持っておりますと保管料にしてもあるいは金利にしておもに相当かかるてくるわけでありますから、

置法案、この問題と関連をして、わが国の米の輸出、これは専門調査室の資料にも現実に出でておりますよう、今まで八十数万トン、貸し付けであつたり、あるいはケネディラウンドによる食糧援助であつたり、あるいはその他の方法を通じて援助されてきた。ところがその内容を見ると韓国が六十万トンをこえた量を占めておつて、あとところがその他の部分である。そこで本法が実施をされる場合に、本法の実施でことしや来年あるいは数年間に期待できる量、あるいはケネディラウンドの行くえが来年六月三十日以降延期されるかどうかという例の食糧援助規約の十一条問題といふものはもちろんありますし、きのう外務省等にもお聞きしたわけですが、そういう問題も含めて、過剰在庫の問題が、五年くらいの射程の距離内でどれくらいのものが米の輸出ではけるか。これは一つの判断の問題になるわけです。これは相手国もありますし、必ずしも的確にはいかねわけですねけれども、おそらくこちらとしては五年の射程の範囲の中で、毎年の平均でいうならば五、六十万トンから、できればそれをオーバーする方向で、ひとつ出したいというふうなことでなかなかかと思うのですが、その辺のところの判断としては大体どういうふうに持つておられるか。きのうほどの間に、御指摘がございましたように韓国がはその点については真正面からの御答弁がなかつたわけですからども、ひとつお聞きしておきたい。

対して約八十八万トンの米の輸出をしたという実績がございます。また從来と変わる大きな条件としましては、こういった法案が幸いに成立をいたしましたれば、こういった法案ができたということをあり得るということになります。かなり有力な輸出の促進の一つの材料になるということは、これにはいい得ると思うのであります。また現実にこういった法案ができれば申し込みたいというふうな国も、「一・三ある」という情報、これは必ずしも公式の情報ということではありませんが、そういう気配があるということを私どもも受けておる。それからさらに先般も、落札はいたしませんでしたがけれども、南米のペルーでやはり米の入札がありまして、わがほうの商社も参加をしたというような、小口というと語弊がありますけれども、そういった輸出の形態もまたあるということでありまして、私どもの気持ちとしてはできるだけ多くのものを望みたいという希望は持っております。またできるだけ輸出の増進にはつとめたいと思いますけれども、何年に何トン出るというふうなことを今まで、いま、この場で的確に説明しろと言われましたとしても、その点については十分なトン数を申し上げかねるというのが、率直な現在の状況でございます。

ような買い上げ数量に達しないといふ実情がございまして、私どものほうに貸し付けを要望してきた。これも緊急な政府の在庫の計画を補てんするというふうなこと、またその補てんをいたしませんと都市における米価の上昇が心配される。また、現実に米価がじりじりと上がっておつたようありますから、そういった事情でございました。そういう二つをかね合わせますと、必ずしも韓国におきましてはいつときの不作というだけでも米の需要が対外的に出てくるというわけでもない。やはり恒常的な米の消費増、それに対する生産のあり方いかんといったことが韓国経済との関連において出てくるというふうな感じがするわけでござりますから、そういった展望が一体どういうふうに見通されるかということにも関連されて、今後対外的にいかなる需要になつてくるかということを判断をしなければならぬと思います。いずれにいたしましても、米ばかりでなしに、小麦もかなり韓国は入れておるようになりますから、穀類全体についての韓国の需要と生産がどういうふうに見合つてくるかということと、将来の対外的な需要がきまつてくるというふうに考えております。

○角屋委員 パキスタンの場合には、五十万トンの緊急輸入の要請があつて、そして当面十万トン出したわけですが、緊急輸入の五十万トンの要請があつた事態はそのままやはり条件としては残つておる。したがつてこれは本年度の場合も相当量期待できる。こういうふうに判断をしていいのでございましょうか。

○森本政府委員 パキスタンの場合は御案内のようすに東と西がござります。向こうのいろんな事情でありますけれども、国内における米作にも努力はしておりますといふことがあります。また円粒種等についても生産を長期的にしたいといふうことを行つておられますから、国内における米作についての努力はかなり続けられるのではないかということを感じがいたします。当面のこちらのほうが貸し付

けをいたしましたときの事情は、その後それほど目にちもたっておりませんし、ある程度統いておる、まだ十分解消はされていないのではないかとうような感じを持っております。

○角屋委員 日本が本法によって長期延べ払いによる米の輸出をするという場合に、米を出す価格の問題で、これはタイにおける相場というのがやはり東南アジアにおける一つの基準になつてゐるというようなことをお聞きしているわけですが、最近トン当たり高いときには百七十ドルぐらいまで、通常は百四十ドル前後と思ったのが少し低下傾向にあるというふうなことが出ておるわけですが、最近の米価の国際的な状況についてはどういう形勢と見ておられますか。

○森本政府委員 御指摘のようなことで米の国際的な価格は最近かなり下がつてきております。特にことしに入りましてから米の国際的な価格がかなり急激に下がつておるというふうな状況であります。

タイ米の価格でございますけれども、ウルチ米の碎米の混入率が一〇%というのが代表的なものであります。一九六六年ごろは大体百四、五十ドルから六十ドルといったようななかつこうになつておりますが、六七年、六八年というのは非常に高騰いたしまして二百ドルぐらいの相場がかなりの期間続いたということになつております。昨年に入りましてからは若干落ちつきはいたしましたけれども、やはり七月、八月当時は百七十ドルないし百八十ドルといったような相場の推移を示しておりますが、ことしに入りましてからは御指摘のように一月、二月、三月、いずれも百四十七ドル、百四十四ドル、百四十一ドルといったような形で相当低落傾向という状況でござります。

○角屋委員 そこで、本法の第一項第一号の場合でも「外国の政府その他これに準ずるものとして農林大臣が指定する者完渡しの対価の支払方法」と書いてあるのだが、対価ですね、これの具体的な運営の方法はどういうふうにしてきめるのです

か。これは食管法の第六条の中では、例の輸出、輸入あるいは移出、移入というような形で価格について農林大臣これを定むとこう書いてあるわけですが、そういうこととも関連するのですけれども、具体的な運営は本法の場合どういうふうにやられるわけですか。価格はやはり時期的には変動があるわけですね。具体的にはどうなる。財政的な問題にもやはり財政負担で関連してくるわけですから。

○森本政府委員 こういった国際的な競争の中で輸出をするわけがありますから、原則論としては国際価格に準拠をしてきめるということになります。ただ御案内のように、小麦でありますれば国際価格というものは世界的なマーケットがかなり形成されておりますから、つかみやすいわけですけれども、米の場合にはそれほど、国際的な完全なマーケットというものがあるような、ないような話でありますから、国際価格と抽象的にいいましても、何をもって国際価格と判断するかということはなかなかむずかしいわけであります。組織的に調べるといたしますすれば、個別散発の取引を追っかけてもしょうがありませんから、結局基準にするのは、タイの輸出の建て値というものが国際的にいつてまあまあ準拠すべき一つの基準といふふうな感じがいたしております。これはもちろん、先ほど申し上げておりますように、月によります相手先の市場の状態、つまり南米でありますれば、近隣のブラジルでありますとかそういうふうな国がかなり至近の距離として輸出をするわけになります。

○鶴屋委員 本法が成立した場合に具体的に運営をしていく過程で、たとえば「支払期間三十年以

内（十年以内の据置期間を含む）の年賦支払い」法で農林大臣が定める、それから利率については「政令で定める利率を下らない利率による利息を附」する、こういうふうになっておりまして、それから支払い期間中のものは三%，大体これが、これを考える場合の判断の基準になるだろう、こう私は判断をしておりますが、同時に第一項第二号の商社等の場合の三年以内の支払いについては、アメリカのCCCが韓国にやっておる例の三年、六・五%，このあたりのところがものに基準になるだろう、こう判断をしておるわけですけれども、それはそれとして、具体的にこれから運営をしていく場合に、「以内」と書いてありますから可能なわけありますけれども、国によつて据え置き期間あるいは支払い期間といふものにある程度彈力性を置くのか、こうは書いてあるけれども、利率にいたしましてもあるいは据え置き期間、支払い期間全体にいたしましても、そういう期間が相対的に長くなる。それから数量が少なければ相対的に短かくというふうな観点から、具体的に案件ごとに判断をしていきたいということになります。

○草野委員長 このまま休憩します。

午後零時十八分開議
午後零時十六分休憩

○草野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 大臣御出席になりまして持ち時間十分で質問を終わってくれということで、外國政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案といふのは新法であります。本来なら最小限三十分くらいほしいところでありますけれども、理事会の申し合わせでありますから、前提を抜きにいたしまして御質問申し上げたい。

御承知の当面の過剰在庫というものを打開するため、国内の消費拡大問題、あるいは生産調整、さらには外国へ米を出す。これは従来ケネディラウンドの食糧援助でやつてきた向きもありますし、また食管法第七条第一項による貸し付けも去年あたりから実施をしてまいりましたが、新しく長期低利の延べ払いによって売却方式をとろく、こういう方法を出されたわけであります。同時に、あすはエカフの総会に愛知外務大臣がパンコクへ行かれて、これから五年後には、例の国連の貿易開発会議で、二回目のときに、第一回目の国民所得の一%目標というのを、国民総生産の一%目標というのに勧告決議がなされたわけですが、それでも、愛知外務大臣のきょうの報道によりますと、いわゆる後進国援助については五年を立つてお伺いしたいと思います。

○倉石国務大臣 農林物資の海外輸出につきましては、海外市況のこともありますし、それから國內の農業生産及びその価格等、いろいろ困難な問題があるわけであります。しかし長期的に見て、政府といたしましてはぜひ農産物の輸出につきましてはこれを検討し、助長いたしていくよう

いきたい。

それから償還期間のほうは、これは取引の単位、つまり何トン取引をするかという数量によつてかなり影響を受けるるものであります。数量がどうしても多くなれば向こうのほうの返還の單年度における負担が多くなるわけでありますから、これが相対的に長くなる。それから数量が少なければ相対的に短かくというふうな観点から、具体的に案件ごとに判断をしていきたいということになります。

○草野委員長 このまま休憩します。

午後零時十八分開議
午後零時十六分休憩

○草野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 大臣御出席になりまして持ち時間十分で質問を終わってくれということで、外國政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案といふのは新法であります。本来なら最小限三十分くらいほしいところでありますけれども、理事会の申し合わせでありますから、前提を抜きにいたしまして御質問申し上げたい。

御承知の当面の過剰在庫というものを打開するため、国内の消費拡大問題、あるいは生産調整、さらには外国へ米を出す。これは従来ケネディラウンドの食糧援助でやつてきた向きもありますし、また食管法第七条第一項による貸し付けも去年あたりから実施をしてまいりましたが、新しく長期低利の延べ払いによって売却方式をとろく、こういう方法を出されたわけであります。同時に、あすはエカフの総会に愛知外務大臣がパンコクへ行かれて、これから五年後には、例の国連の貿易開発会議で、二回目のときに、第一回目の国民所得の一%目標というのを、国民総生産の一%目標というのに勧告決議がなされたわけですが、それでも、愛知外務大臣のきょうの報道によりますと、いわゆる後進国援助については五年を立つてお伺いしたいと思います。

○倉石国務大臣 農林物資の海外輸出につきましては、海外市況のこともありますし、それから國內の農業生産及びその価格等、いろいろ困難な問題があるわけであります。しかし長期的に見て、政府といたしましてはぜひ農産物の輸出につきましてはこれを検討し、助長いたしていくよう

○商務委員 大臣は私とのやりとりのときはきわめて慎重に、あまり深く触れられないですが、時間の関係もありますから、もつと腹の中にあることはさくばらんにひとつ出してもらって、お考えの真意を実際つかみたいのですけれども、わかれました。

きのうも私質問の中でいろいろお伺いをしたわけですが、いわゆる国民総生産の一諸目標の援助ということになると、技術援助その他も含めて、農政サイドの問題でも從来でもやつておりますが、これから東南アジア等を中心にして技術援助その他資本の協力その他もありますけれども、ただその場合に考えていいなければならぬのは、例の開発輸入ということが通産サイドからよくいわれるわけですから、農林省の関係から技術協力等を考える場合でも、国内の主幹作物になるものと著しく競合するようなものに、日本政府自身が農林省を通じて積極的に開発輸入の促進をはかるという姿勢は、やはり国益の立場から問題があるというふうに思うわけです。これから対外援助は増大されるでしょう。その基本的性格の問題の是非は別として、増大されると見なければなりません。その場合に、農政サイドからの技術援助あるいは開発輸入といふものに対して、農林大臣としてははどういう御方針でこれから推進されようとされるのか、この点ひとつお伺いしたいと思います。

○倉石國務大臣 開発途上国からわが国に対してもいろいろなプロジェクトについての協力を求められております。私どもの関係の農業関係につきましては、同様でございます。したがって今まであまり政府側としてはまだやっておりませんが、民間では御存じのようにそれぞれいろいろなことをやっておりますが、従来までやってまいりましたのは、技術協力が一番大きいものであります。しかしこの技術協力に加うるに、いまお話をございましたような海外開発途上国は、わが国からいろいろな経済援助等も受ける立場にそれぞれござります。そういう場合に、彼らの希望するプロジェクトについての要求もこれからだんだん出てまい

るであろうと思ひます。しかしある説のように、私どもの農産物資と競合するようなものについては慎重にやらなければならぬことは当然でございま
すが、わが国で不足しておる、しかも海外から多
量に輸入しておるような物資につきましては、そ
ういうプロジェクトについては、そのときの事情
に応じて対処していくかなければならぬのではないか、こう思つております。

○角屋委員 ことしの農政白書で新しく自由化の
国際的な要請、それにこたえて日本の農業サイド
の問題から実体を十分判断しながら、しかも国際
的要請をある程度受けざるを得ぬということで、
自由化が從来予想されている以上のテンポで進ん
でいくわけですけれども、それと関連をして、こ
との農政白書で、関税あるいは課徴金のこれか
らの運営の検討をやはりしていく必要があるだろ
うということで、課徴金問題というものが新しく提
出されているわけです。私はこのヨーロッパの E
ECその他国際的な課徴金の実際の運営問題とい
うこともありますけれども、おそらくこれから
の具体的なプログラムとしては、農政審議会で主要
農産物の価格政策についての討議をやるとい
うことは単に国内の農産物の価格問題だけでなし
に、外國から入ってくる農産物とそれの国内への
大きな影響を与えない方策をどうするかとい
うになれば、課徴金あるいは関税問題というは
當然考えられてくる手法ですけれども、そこでこの
の課徴金問題に対する検討というのは、本年から
来年にかけてこれが真剣に、具体的にどうするか
というようなことを検討されて、そして例の来年
度末までの農林物資の自由化のプログラム、ある
いは場合によつてはそれ以降のものを繰り上げて
いうのにタイアップして、課徴金の具体的な実
施というものは明年度後半期以降出てくるのではないか
といふような一つの判断を持つわけですが、
この課徴金問題というものの取り組んでいく農林
省自身のこれからプログラムは、政治的にどう
いうふうに判断したらいいのでございましょ
うか。

○倉石國務大臣 貿易の自由化をしてまいらないければならぬということは、もうすでに閣議でも決定いたしておることでありますし、その方針をとることが、わが国の全体として利益であることは、申しますでもないことがあります。しかしその間に処しまして比較的低生産性の物資につきましては、これは品目ごとに慎重に検討しなければ、非常に重要になつてくることは申しますでもないことをわかれは堅持しているわけであります。そういうことを考えてまいります間に、やはり価格政策が政府の諮問機関であります農政審議会等においても、いろいろな意見があるようであります。そういう問題も当然出てくるわけであります。私がいま申しましたような趣旨を貫徹し得るよう、そういう課徴金あるいは關稅制度を彈力的に採用してまいりたい、基本的にはそういう考え方でありますが、これからなお各方面の意見を十分聞いて、態度をそれぞれきめていかなければなるまいと、慎重に対処しておるわけであります。

○南屋委員 約束の時間の関係がありますので、きょうはこれで終わります。

○草野委員長 他に質疑の申し出もないようになりますので、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○芳賀貢君 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。芳賀貢君。

○芳賀委員 農林年金法の改正につきましては、昨日事務当局に内容的な質問を行ないましたから、特に農林大臣に対する保留の質問に対しても

点お尋ねいたしました。
第一の点は、農林年金法の第六十二条第一項並びに二項に定める規定に対して、これは昭和四十五年度の関係予算の確保とあわせて農林年金法のこれに該当する部分の改正が必要であります。それが今国会において予算の面においてもまた今回年度の関係予算の確保とあわせて農林年金法の法改正の面においても、何ら政府の熱意が示されておらぬということ是非常に遺憾であります。特に六十二条第一項の給付に要する費用については、昨年の当委員会においても長谷川農林大臣は、今年度は百分の十六を百分の二十に改定する措置はできなかつたけれども、四十五年度に向かっては予算の確保並びに制度の改正等については、全面的な努力をするということを約束しておるわけであります。これは当然倉石農林大臣においても継承して、四十五年度の予算の確保等の場合においても十分努力をされたと思うわけでござります。しかし、努力はしたかもしませんが、予算面においても法律改正面においても努力のあとが全然見受けられないわけです。どういうわけでこれはできなかつたのか。その点を明確にしてもらうのと、今回はできなかつたが、来年の四十六年に向かつては必ず実行するという見通しと決意があるか、その点を明らかにしてもらいたい。

○倉石国務大臣　補助率の引き上げにつきましては、四十五年度予算編成にあたりましていろいろ検討いたしました。これは前大臣のお話もございましたし、大体私どもそういう立場でございましてが、いろいろ検討いたしましたけれども、他の共済組合制度とのバランスなどの点で実現を見なしかつたわけであります。農林省といたしましては、この年金の現在の状況、財政状況等を見きわめながら、今後もその方向でひとつぜひ努力をしてまいりたい、こういうふうに思っております。

○芳賀委員　昨日の当委員会における農林省の農政局長並びに大蔵省及び厚生省の担当者の説明によりまして、主として恩給法との比較論の上に立つておるわけです。農林年金の内容を積極的に改正すれば、それは恩給法との関係が出てくるの

でできがたいというところに十分な改正ができるなかった重点が置かれておるわけです。われわれとしては、比較論ということになれば、国家公務員等の共済年金制度との比較、あるいはまた元来は厚生年金から分離した経緯もありますので、厚生年金との比較論の上に立つて理論的な論議をするといふんであれば、これは認める点がありますが、恩給法との比較、影響ということになると、これは了承できないわけです。そこで、昭和四十五年度予算における政府が計上した恩給費というのは一体どうなつていますか。これを軍人恩給と文官恩給に分けて、恩給、年金全体を入れての中では、これはどういうウエーノトを占めておるか。だから農林年金についてはなかなか所期の改正ができるないという理由があれば、そこで明らかにしていただきたい。これは農林大臣から……。

○倉石國務大臣 いろんな技術的な問題はもうずいぶんお話をあつたと思ひます。それで私ども

は、長谷川君もいま申し上げましたように努力す

ることを言つておきましたし、私どももしばしば

いろいろな団体の方々にお目にかかるてお話を聞

いたりしておるわけあります。いま申しあげたよ

うように農林省としては、これはぜひひま

し上げたようだ。それで、これまで考へてお

りましたような方向で努力ををした

い。それから予算編成にあたりました。財政當

局と私との間にはこの点でかなりの時間を費やし

て論議いたしました経過もありますので、さらに努力を続けてまいります。

○芳賀委員 それはいいが、昨日も非常に強調さ

れた恩給費というものがどうなつておるか。これ

は、政府において四十五年度予算というものを編

成されたわけですから、私よりも大臣のほうが予

算のことはわかると思うのです。だから四十五年

度の恩給費といふものが、軍人恩給はどうなつて

おる、文官恩給はどうなつておる、特に昨年度に

比較してどういうような伸びを示しておるかとい

う点は、これはもう頭の中に入つておると思うの

です。いかがですか。

○倉石國務大臣 事務当局から答へました。

○倉石國務大臣 いろいろな技術的な問題はもうずいぶんお話をあつたと思ひます。それで私どもは、長谷川君もいま申し上げましたように努力することを言つておきましたし、私どももしばしばいろいろな団体の方々にお目にかかるてお話を聞いたりしておるわけあります。いま申しあげたうように農林省としては、これはぜひひまし上げたようだ。それで、これまで考へておりましたような方向で努力ををしたい。それから予算編成にあたりました。財政當局と私との間にはこの点でかなりの時間を費やして論議いたしました経過もありますので、さらに努力を続けてまいります。

○芳賀委員 それはいいが、昨日も非常に強調さ

れた恩給費といふものがどうなつておるか。これ

は、政府において四十五年度予算というものを編

成されたわけですから、私よりも大臣のほうが予

算のことはわかると思うのです。だから四十五年

度の恩給費といふものが、軍人恩給はどうなつて

おる、文官恩給はどうなつておる、特に昨年度に

比較してどういうような伸びを示しておるかとい

う点は、これはもう頭の中に入つておると思うの

です。いかがですか。

○倉石國務大臣 事務当局から答へました。

○倉石國務大臣 第二点は、既裁定年金に対する、

一

つはスライド原則に基づく発動基準をすみやかに

確定して、そうして最近における国民の生活水準

あるいは物価水準等の経済変動に対応できるよう

要になるわけです。第二項は、給付に要する費用

に對する國の負担のはかに、國として必要な財源

を調整の費用を支出しなければならぬということに

なつておるわけとして、これが年金の財政からい

えばいわゆる整理資源といわれるものであります。

○芳賀委員 いや、わからなければいいですよ。

そこで、百分の十六を百分の二十に改めるとい

う点は、当然年金法の六十二条第一項の改正が必

要になるわけです。第二項は、給付に要する費用

に對する國の負担のはかに、國として必要な財源

を調整の費用を支出しなければならぬということに

なつておるわけとして、これが年金の財政からい

えばいわゆる整理資源といわれるものであります。

○芳賀委員 いや、時間だけにこだわっては、大

事な質問は済まない。

○草野委員長 芳賀君、簡潔に願います。

○芳賀委員 いや、簡潔にやりたいが、大臣の答

弁がなつてないですよ。

○草野委員長 だけれども、時間だから……。

○芳賀委員 いや、時間だけにこだわっては、大

事な質問は済まない。

いいですか、大臣、あなたのいまの答弁は要を

得てないですよ。私の聞いていることと別なこと

を、別なメモを読んでいるじゃないですか。特に

この七十歳以上の年齢制限の問題とかあるいは二

十年未満の者の遺族年金が依然として改正されな

いという点については、これは昨日の政府委員の

答弁によりまして、決して國家公務員共済年金

たざるを得ないわけであります。この点につい

て来年度を目途にして必ず根本的な改善を行な

う意思があるかどうかということについて、こ

の際見解を明らかにしてもらいたいわけであります。

○倉石國務大臣 最初にお話のスライド制であ

りますが、このことにつきましては、他の公的年

金制度とも通ずる問題でありますので、政府にお

いてはそういう御意見についていま検討いたして

おるわけでありますから、これを、各公的年金

共通の問題であります。特に農林年金を所管する農林省においても、農林大臣として積極的な推

進が必要であると思うわけであります。

さらに今回の改正の中におきまして、既裁定年

年は一億五千万というように、額においては上昇

をしておりますが、支出の積算の基礎、根拠とい

うものが明確でないわけであります。ですから、

整理資源に対する國の負うべき負担というものに

ついては、当然法律の上においてもその負担すべ

き最低の率とを法文化して、いわゆる定率化する

率が、これに対しても具体的な措置が講ぜられて

いるわけです。ですから、百分の十六を百分の二十に改定することはもちろんあります。このの

整理資源に対する必要な調整財源の措置についても、これで他の年金制度の運用にも見る

金、障害年金等につきましても、年齢七十歳以上

の者というよう特に年齢制限をするというよう

なやり方は、これは他の年金制度の運用にも見る

ことのできない、まことに逸脱した消極的なやり

方といわなければならぬわけであります。

もう一つは、二十年未満の遺族年金についても、今はやり方では、これは他の年金制度の運用にも見る

ことのできない、まことに逸脱した消極的なやり

方といわなければならぬわけであります。

ついで、既裁定の場合におきましても、今年

回の改正の場合においても、これは対象から除外

するということになつておるわけであります。し

たがつて、旧法期間の一一番低額のものについては

いまだに遺族年金は一万九千円台というのがそ

のまま残されておるわけです。一万九千円が月額で

あれば話がわかりますが、年額一万九千円、ある

いは二万三千円というような常識で判断できません

よ。まだに遺族年金は一万九千円台というのがそ

のまま残されておるわけです。一万九千円が月額で

あるいは厚生年金との比較でできないということではないのです。これを改正した場合においては恩給法との関係があるのでできがたいというふうに思われる述べておるわけでありますので、これは農林大臣から明確にしてもらうということになつております。ですから、われわれとしては恩給法と農林年金制度との直接な関係といふものはないというふうに、これは判断しておるわけですか、恩給法以外の他の公的年金においてはこのよくな差別的、制限的な措置といふものは講ぜられていないわけです。ですから、これは農林年金法の本則にこれを戻すという措置がすみやかにとられなければ改善はできないということになるわけです。当然ことしきべきであったものができないので、来年を目途にして、ぜひこれは解決をすべきでないかというの、これは単に私だけの質問ではなくて当委員会全体の意思でありますので、この点重ねて明確にしてもらいたいと思ひます。

○**倉石国務大臣** 先ほど申し上げましたように、國共済との関連がありますので、こちらだけやるわけにいきませんという趣旨を申し上げておるわけでありますから、そこでこの制度全般についていろいろ意見もございますので、前向きに検討いたしますと、こういうことを言つておるわけであります。

○**芳賀委員** 國共済とは関係がないということを、昨日、政府委員は具体的に説明しておるわけですね。だから、私は大臣よりも実際に実務を担当する政府委員の答弁を信用しておるわけです。これはあとで十分この点を大臣自身が検討して、間違った点に気づいた場合にはすみやかに委員会において指摘した方向に向かって努力をすべきであると指摘しておく次第であります。

最後に第三点としては、今回の改正におきましては、平均標準給与の最高限度といふものが昨年の改正と同じように据え置きになつておるわけですね。この中で特に新法による最高限度額と旧法による最高限度額にまだ大きな懸隔があるわけであ

す。つまり旧法十一万円、新法十五万円という大きな隔差があるわけですから、この点についても次の改正の時点においては新旧の格差の是正をする同時に、この最高限度額についても経済情勢の変化に対応して、当然これは最高限度を引き上げるという措置が必要であるというふうに指摘するものであります。これについては大臣として明確な見解を示してもらいたいわけであります。

○**倉石国務大臣** 既裁定年金の改定にあたりまして、その裁定の基礎となる平均標準給与を標準給与の上限額で頭打ちさせていることにつきましては、四十四年度における改定の場合と同様でござりますが、これは農林年金において標準給与制がとられておる以上やむを得ないことであるとわれわれは考えております。

○**芳賀委員** 最後に、これは政府直接の責任ではありませんが、農林漁業団体に加入しておる三十三数万人の組合員の給与の実態といふものは、毎年委員会において指摘しておるとおり、国家公務員に比較いたしましても、あるいは厚生年金に加入する多くの民間労働者に比較いたしましても、非常に給与の平均水準が低位に置かれておるわけであります。したがって、これを根本的に改善する措置が講ぜられなければ、年金法そのものの内容を改善いたしましても、実際にこれに対する恩恵を受ける場合においては十分なものがないといふことになるわけであります。特に、最近米の生産制限の問題にいたしましても、あるいは米価そのものが大きく他に比較して伸長するということは非常に困難な事情に追いやられておるわけであります。ですから、こういう現状というものに対応して、農林大臣としてはどういう打開策を講じてこれらの年金に加盟しておる三十数万の組合員諸君の給与改善をはかるべきかと、いう具体的な考え方があれば、この際示してもらいたいわけです。

○倉石國務大臣 職場に働く人の待遇を改善して、いくことは、一般論として必要なことであると私どもは思つておりますが、ことに農林漁業団体に勤務される職員は、それぞれ特色を持った仕事であります。また重要な任務でありますので、それにはなるべく人材を集めめる必要があります。そういうことを考えてみますと、その職員の待遇は改善されるよう期待いたすのであります。いまの傾向として農協等の合併もだんだん行なわれることでありますので、そういう機会にさらにこの待遇改善に努力をしてもらうよう指導してまいりたいと思つております。

○草野委員長 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案について、特に農林大臣に最後の締めくくりとして質問を申し上げるわけでございます。

時間もだいぶ経過しておりますので、要点を申し上げますが、ただいまも質問にございましたように、私も三十数年農業団体に関係をしてまいりまして、職員の給与ということについては特に関心を持っております。特に今回の法改正によつて、この法案の目的が「職員の相互扶助事業を行い、その福利厚生を図り、もつて農林漁業団体の事業の円滑な運営に資する」ということになつておりますが、私たち承知しているところでは、職員の給与の月額が、四十二年度末調査によりますと、国共済が四万一千四百五十九円、地方共済が四万五千二百六円、公共企業体が四万二千五百八十八円、私学共済が三万六千六百七十九円、厚生年金が三万四千八百七十七円、農林年金は最低でございまして、三万二百三円、一番低い額になつております。大臣も御承知のとおりでございましますが、第一次産業の待遇改善をしなければ幾らか法改正をしても結局は解決しない、こういうふう

私は思うのです。特に十一の年金の対象団体がある中で、一万六千百十八団体の中でも、農協関係が七千九百十五団体もあります。約五割を占めておるし、組合員の数も四十万八千七十六名という中で三十三万四千四百八十四名を数えております。すなわち、八割程度が農業職員ということになつております。こういったことから、仕事も公務員と同じことをやつているのであり、さらに仕事の今後の激務等を考えましたときに、公務員待遇との格差がはなはだしいということで、先ほども指摘されたとおりであります。いま大臣からも答弁がございましたが、この点については、こういったことが農業団体の一番切なる願いでもあるし、われわれも多年このことをお願いしたいということ、この日を実は待つておったわけでございますので、どうかさらに大臣もこの問題については、農林年金所管の農林省として善処されるようによろしく要望を申し上げておきます。

次は、第二点目に、資金の運用について一点お伺いしておきます。

昭和四十五年一月三十一日現在で、農林年金は九百二十七億七千六百六十二万二千円という膨大なもので、間もなく一千億にならうとしております。その中で、有価証券が六百六十八億九千六百二十五万七千円ということで、一番大きく、全体の七二・一%となつておりますが、言うまでもなくこの年金の運用については安定運用をはかるといふことが大事であることは十分承知をしておりますが、たとえば電信電話債等もその対象にするなど、資金の効率運用ということについて大臣は用意があるか、お考えを承りたい、こう思うのであります。

○ 奉石国務大臣 農林年金の積み立て金を効率的に運用するということは大切なことだと思います。ぜひ必要であろうと考えておりますが、なおそれと同時に、こういう性質の金でありますから、安全確実な方法によることがぜひとも必要であると考えております。このような観点から、從来一定の方法によることを指導してまいっておる

わけがありますが、安全性をそこなわない限度においてできる限り効率的な運用が可能となるよう、たとえば政府保証債の償還がある場合には、これをより有利な方法によるることも認めることがあります。といたしました次第であります。そういうことで、安全性と効率的運営について、なお私どもはそういう面で指導してまいりたいと思っております。

○瀬野委員 最後に二点まとめて簡潔にお伺いいたしますので、御答弁をいただいて終わりにいたしたいと思います。

財源調整費の補助率を6%に定率化してほしい

ということは、たびたび質問にも出てまいりましたわ

けであります、これについて四十二年は四千

万、四十三年が六千万、四十四年は一億、四十五

年度は一億五千万と、ずいぶん上がってきており

まして、今年はまああと一ヶ月でございます

が、毎年毎年保障がないので不安に思つてます

いう点でございます。こうう点について、はつきり六%という定率化をするということについ

て、大臣の御見解を最後に承つておきたい。これ

が一点。

もう一つは、旧法の平均標準給与の頭打ち撤廃

の問題でございますが、これは役所の手落ちじゃ

ないかということをわれわれは言つてゐるわけで

す。他の制度との関連がないのでありますから、

この頭打ちの撤廃は当然できる問題である、かよ

うに私はかねがねから思つておるわけでございま

すが、この点について二点、大臣の御答弁を承つて質問を終わりたいと思います。

○倉石国務大臣 お話しの調整費につきまして

は、政府といたしましては必要額を確保するとい

うたてまえを堅持してまいったわけでございま

す。頭打ちは、さつき申し上げましたようにいまの

ところこれを改めるということはなかなかむづか

しいことであります、さらに検討してみたいと思つております。

○瀬野委員 以上で質問を終わりります。

（略）

〔賛成者起立〕
を求めます。

○草野委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。倉石農林大臣。

○倉石國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして善処してまいりたいと存じます。(拍手)

しとの動議が提出されております。
提出者から趣旨の説明を求めます。三ツ林弥太郎君。

○三ツ林委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしまして、ただいまに於ける暫定措置法案に対する米穀の売渡しにしとの動議を提出いたします。
まず、案文を朗読いたします。

外國政府等に対する米穀の売渡しに関する
暫定措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたつて、左記事項に留意し、運用に万全を期すべきである。

記

○草野委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○草野委員長 次に、外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案を議題といたします。
本案は、先刻質疑を終局いたしております。
これより本案を討論に付するのであります。
討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○草野委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○草野委員長 この際、三ツ林弥太郎君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる本案に附帯決議を付すべ

信を求めます。倉石農務大臣。

○倉石農務大臣 ただいまの附帯決議の御趣旨を十分尊重の上、開発途上国との関係にも配慮しつつ、本件に対処してまいります。

(拍手)

○草野委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○草野委員長 次会は、来たる二十三日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後一時十二分散会

以上であります。その趣旨につきましては、委員各位の熱心なる質疑を通じまして明らかにされておりますので、説明は省略させていただきます。

○草野委員長 以上で趣旨説明は終わりました。本動議について、別に御発言もないようではありますので、直ちに採決いたします。

三ツ林弥太郎君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所